



基安安発第 0822001 号
基安労発第 0822001 号
基安化発第 0822001 号
平成 17 年 8 月 22 日

都道府県労働局労働基準部
安全衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
(公印省略)

平成 17 年度労働災害防止特別安全衛生診断事業実施細目について

労働災害防止特別安全衛生診断事業については、平成 9 年 7 月 2 日付け基発第 497 号「労働災害防止特別安全衛生診断事業の実施について」の別添「労働災害防止特別安全衛生診断事業実施要綱」に基づき実施することとされており、その細目については別に定めることとされているが、平成 17 年度の本事業について、別添 1 のとおり「平成 17 年度労働災害防止特別安全衛生診断事業実施細目」(以下「実施細目」という。)を定めたので了知するとともに、下記の事項に留意の上、本事業の円滑な実施に努められたい。

なお、社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長に対しては、別添 2 のとおり通知していることを申し添える。

記

- 1 対象事業場は、別紙 1 に示す事業場とすること。なお、事業場名の左側に「(予)」と示した事業場については、今回対象としないが、対象事業場の協力が得られなかった場合等に順次対象とする予定であること。
- 2 中小企業等安全衛生診断員は、別紙 2 に示す候補者の中からコンサルタント会会長が選任すること。
- 3 コンサルタント会の支部等から、実施細目の第 1 の 5 に示す打合せ会について、貴課に対し担当官の出席方依頼があった場合にはこれに応じるとともに、必要な指導を行うこと。

- 4 安全衛生診断の実施後、対象事業場から、都道府県労働局長あて「安全衛生診断改善報告書（安全診断関係）」（様式3-1）、「安全衛生診断改善報告書（リスクアセスメント診断関係）」（様式3-2）、「安全衛生診断改善報告書（労働衛生診断関係）」（様式3-3）が提出されるが、当該報告書の内容を点検し、安全管理上又は労働衛生管理上その改善が不十分と判断される事項については、対象事業場に対して必要な指導等を実施し改善措置を講じさせること。

平成 17 年度労働災害防止特別安全衛生診断事業実施細目

目 次

- 第 1 平成 17 年度労働災害防止特別安全衛生診断事業の概要
 - 1 事業の委託について
 - 2 実施計画の作成について
 - 3 安全衛生診断実施対象事業場の選定等について
 - 4 安全衛生診断員の選定について
 - 5 安全衛生診断実施打合せ会の開催について
 - 6 安全衛生診断の実施について
 - 7 安全衛生診断実施結果報告書の作成及び報告について
 - 7-1 安全診断の場合
 - 7-2 リスクアセスメント診断の場合
 - 7-3 労働衛生診断の場合
 - 8 安全衛生診断実施後の措置について
 - 8-1 安全診断の場合
 - 8-2 リスクアセスメント診断の場合
 - 8-3 労働衛生診断の場合
 - 9 安全衛生診断実施完了報告について
- 第 2 対象事業場
 - 1 選定基準について
 - 1-1 安全診断の場合
 - 1-2 リスクアセスメント診断の場合
 - 1-3 労働衛生診断の場合
 - 2 対象事業場の数等について
- 第 3 安全衛生診断員
 - 1 安全衛生診断員の要件について
 - 2 安全衛生診断を実施する際の安全衛生診断員の基本的な態度について
- 第 4 安全衛生診断実施上の留意事項
 - 1 選定基準区分別の安全衛生診断の実施について
 - 1-1 安全診断の場合
 - 1-2 リスクアセスメント診断の場合
 - 1-3 労働衛生診断の場合
 - 2 対象事業場の範囲等について

第 5 安全衛生診断の費用等

第 6 様式

平成17年度労働災害防止特別安全衛生診断事業実施細目

第1 平成17年度労働災害防止特別安全衛生診断事業の概要

1 事業の委託について

労働災害防止特別安全衛生診断事業は、社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）に委託して行う。

2 実施計画の作成について

コンサルタント会会長は、実施計画を作成し、厚生労働省労働基準局長に提出するものとする。

3 安全衛生診断実施対象事業場の選定等について

- (1) 安全衛生診断実施対象事業場（以下「対象事業場」という。）は、第2の1の選定基準に該当するものであって、あらかじめ把握した候補事業場の中から、厚生労働省において選定するものとする。
- (2) 対象事業場数は、安全診断、リスクアセスメント診断及び労働衛生診断について、それぞれ全国で447事業場、50事業場及び58事業場とする。
- (3) 都道府県ごとの対象事業場数は、各都道府県の中小企業等安全衛生診断員（以下「安全衛生診断員」という。）の状況等を考慮して厚生労働省において決定する。

4 安全衛生診断員の選定について

- (1) 対象事業場に係る安全衛生診断は、第3の1に示す要件を満たす安全衛生診断員により実施する。
- (2) 安全衛生診断員は、あらかじめ把握した安全衛生診断員候補の中から、コンサルタント会会長が選任するものとする。

5 安全衛生診断実施打合せ会の開催について

- (1) コンサルタント会の都道府県支部等は打合せ会を開催し、対象事業場ごとに担当する安全衛生診断員を決定するものとする。

なお、第2の1の1-1の(3)の事業場の安全診断を担当する安全衛生診断員については、外国人労働者の就労する事業場（外国人研修生を受け入れている事業場を含む。）の安全診断・指導を実施した経験又は海外の事業場において管理者としてその国の労働者を管理監督した経験を有する者等を選任するよう配慮すること。

また、第2の1の1-1の(4)の事業場の安全診断を担当する安全衛生診断員については、過去に当該事業場の安全診断を担当した者が望ましいこと。

- (2) 第2の1の1-2の事業場に対するリスクアセスメント診断に係る安全衛生診断員については、コンサルタント会の労働安全衛生マネジメントシステム監査員として登録されている者等リスクアセスメントに係る知識・経験を有する者を選任するよう配意すること。
- (3) コンサルタント会の都道府県支部等は、必要に応じ、打合せ会に、所轄の都道府県労働局労働基準部安全衛生主務課長、地方産業安全専門官、地方労働衛生専門官等の出席を依頼し、対象事業場に係る安全管理上又は労働衛生管理上留意すべき事項等について指示等を受けるものとする。

6 安全衛生診断の実施について

- (1) 安全衛生診断員が安全衛生診断を行うに当たっては、対象事業場に対して、あらかじめ本安全衛生診断が厚生労働省の委託により実施されるものであることを了知させた上で行うこと。
- (2) 安全衛生診断は、対象事業場の責任者等の立会いを求めて行い、安全衛生診断の終了後、当該責任者等に対して改善を必要とする事項の概略を口頭で説明し、安全衛生診断の実施結果は、後日文書をもって連絡する旨説明すること。
- (3) 安全衛生診断員は、安全衛生診断の終了後、安全診断の場合には「安全衛生診断実施確認書（安全診断関係）」（様式1-1）、リスクアセスメント診断の場合には「安全衛生診断実施確認書（リスクアセスメント診断関係）」（様式1-2）、労働衛生診断の場合には「安全衛生診断実施確認書（労働衛生診断関係）」（様式1-3）をそれぞれ作成し、事業場の代表者の確認印を受領すること。

7 安全衛生診断実施結果報告書の作成及び報告について

7-1 安全診断の場合

- (1) 安全衛生診断員は、安全診断の実施後、速やかに「安全衛生診断実施結果報告書（一般の安全診断関係）」（様式2-1）、「安全衛生診断実施結果報告書（外国人労働者の労働災害に係る安全診断関係）」（様式2-2）及び「労働災害要因分析結果表（安全診断関係）」（様式5）を作成すること。
- (2) 安全衛生診断員は、(1)に加えて、第2の1の1-1の(4)の事業場（再診断に係るもの）については、「安全衛生診断分析評価結果報告書（安全診断関係）」（様式6）を作成すること。
- (3) 安全衛生診断員は、(1)で作成した「安全衛生診断実施結果報告書（一般の安全診断関係）」（様式2-1）、「安全衛生診断実施結果報告書（外国人労働者の労働災害に係る安全診断関係）」（様式2-2）及び「安全衛生診断改善報告書（安全診断関係）」（様式3-1）を、対象事業場の代表者あて送付すること。
- (4) 安全衛生診断員は、(1)で作成した「安全衛生診断実施結果報告書（一般の安全診断関係）」（様式2-1）の写し、「安全衛生診断実施結果報告

書（外国人労働者の労働災害に係る安全診断関係）」（様式2-2）の写しの提出により、実施した安全診断の結果を所轄の都道府県労働局長に対して報告すること。

- (5) 安全衛生診断員は、「安全衛生診断実施確認書（安全診断関係）」（様式1-1）、「安全衛生診断実施結果報告書（一般の安全診断関係）」（様式2-1）の写し、「安全衛生診断実施結果報告書（外国人労働者の労働災害に係る安全診断関係）」（様式2-2）の写し、「労働災害要因分析結果表（安全診断関係）」（様式5）及び「安全衛生診断分析評価結果報告書（安全診断関係）」（様式6）をコンサルタント会会長に提出すること。

7-2 リスクアセスメント診断の場合

- (1) 安全衛生診断員は、リスクアセスメント診断の実施後、速やかに「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断関係）」（様式2-3）を作成すること。
- (2) 安全衛生診断員は、(1)で作成した「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断関係）」（様式2-3）及び「安全衛生診断改善報告書（リスクアセスメント診断関係）」（様式3-2）を、対象事業場の代表者あて送付すること。
- (3) 安全衛生診断員は、(1)で作成した「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断関係）」（様式2-3）の写しの提出により、実施したリスクアセスメント診断の結果を所轄の都道府県労働局長に対して報告すること。
- (4) 安全衛生診断員は、「安全衛生診断実施確認書（リスクアセスメント診断関係）」（様式1-2）及び「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断関係）」（様式2-3）の写しを、コンサルタント会会長に提出すること。

7-3 労働衛生診断の場合

- (1) 安全衛生診断員は、労働衛生診断の実施後、速やかに「安全衛生診断実施結果報告書（労働衛生診断関係）」（様式2-4）を作成すること。
- (2) 安全衛生診断員は、(1)で作成した「安全衛生診断実施結果報告書（労働衛生診断関係）」（様式2-4）及び「安全衛生診断改善報告書（労働衛生診断関係）」（様式3-3）を、対象事業場の代表者あて送付すること。
- (3) 安全衛生診断員は、(1)で作成した「安全衛生診断実施結果報告書（労働衛生診断関係）」（様式2-4）の写しの提出により、実施した労働衛生診断の結果を所轄の都道府県労働局長に対して報告すること。
- (4) 安全衛生診断員は、「安全衛生診断実施確認書（労働衛生診断関係）」（様式1-3）及び「安全衛生診断実施結果報告書（労働衛生診断関係）」（様式2-4）の写しを、コンサルタント会会長に提出すること。

8 安全衛生診断実施後の措置について

8-1 安全診断の場合

- (1) 安全衛生診断員は、安全診断実施後に行う対象事業場の責任者等に対する口頭による説明の際に、後日対象事業場の代表者あて送付する「安全衛生診断実施結果報告書（一般の安全診断関係）」（様式2-1）、「安全衛生診断実施結果報告書（外国人労働者の労働災害に係る安全診断関係）」（様式2-2）中の「現状及び指導事項」について、同封する「安全衛生診断改善報告書（安全診断関係）」（様式3-1）の提出により、所轄の都道府県労働局長に対し、診断実施後1ヶ月以内、遅くとも平成18年3月末日までに報告するよう指導すること。
- (2) 都道府県労働局長は、安全衛生診断員又は対象事業場の代表者から報告された「安全衛生診断実施結果報告書（一般の安全診断関係）」（様式2-1）の写し、「安全衛生診断実施結果報告書（外国人労働者の労働災害に係る安全診断関係）」（様式2-2）の写しの内容及び「安全衛生診断改善報告書（安全診断関係）」（様式3-1）の内容を検討し、その写しを対象事業場を管轄する労働基準監督署長あて通知すること。なお、当該通知を受けた労働基準監督署長は、必要に応じ対象事業場に対し指導等を実施すること。
- (3) コンサルタント会会長は、安全診断の実施結果について、労働災害要因分析、主要な問題点、安全水準向上対策等を取りまとめるものとする。

8-2 リスクアセスメント診断の場合

- (1) 安全衛生診断員は、リスクアセスメント診断実施後に行う対象事業場の責任者等に対する口頭による説明の際に、後日対象事業場の代表者あて送付する「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断関係）」（様式2-3）中の「現状及び指導事項」に対する改善事項を、同封する「安全衛生診断改善報告書（リスクアセスメント診断関係）」（様式3-2）の提出により、所轄の都道府県労働局長に対し、診断実施後1ヶ月以内、遅くとも平成18年3月末日までに報告するよう指導すること。
- (2) 都道府県労働局長は、安全衛生診断員又は対象事業場の代表者から報告された「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断関係）」（様式2-3）の写し及び「安全衛生診断改善報告書（リスクアセスメント診断関係）」（様式3-2）の内容を検討し、その写しを対象事業場を管轄する労働基準監督署長あて通知すること。なお、当該通知を受けた労働基準監督署長は、必要に応じ対象事業場に対し指導等を実施すること。
- (3) コンサルタント会会長は、リスクアセスメント診断の実施結果について、各事業場に共通するリスクの把握等リスクアセスメント結果についての分析、主な問題点、安全水準向上対策等を取りまとめるものとする。

8-3 労働衛生診断の場合

- (1) 安全衛生診断員は、労働衛生診断実施後に行う対象事業場の責任者等に対する口頭による説明の際に、後日対象事業場の代表者あて送付する「安全衛生診断実施結果報告書（労働衛生診断関係）」（様式2-4）中の「現状及び指導事項」については、同封する「安全衛生診断改善報告書（労働衛生診断関係）」（様式3-3）の提出により、所轄の都道府県労働局長に対し、診断実施後1ヶ月以内、遅くとも平成18年3月末日までに報告するよう指導すること。
- (2) 都道府県労働局長は、安全衛生診断員又は対象事業場の代表者から報告された「安全衛生診断実施結果報告書（労働衛生診断関係）」（様式2-4）の写し及び「安全衛生診断改善報告書（労働衛生診断関係）」（様式3-3）の内容を検討し、その写しを対象事業場を管轄する労働基準監督署長あて通知すること。なお、当該通知を受けた労働基準監督署長は、必要に応じ対象事業場に対し指導等を実施すること。
- (3) コンサルタント会会長は、労働衛生診断の実施結果について、業務上疾病の発生要因、主要な問題点、労働衛生水準向上対策等を取りまとめるものとする。

9 安全衛生診断実施完了報告について

コンサルタント会会長は、安全衛生診断事業を平成17年度末までに完了させ、安全衛生診断実施完了報告書の提出により、厚生労働省労働基準局長に対して報告するものとする。

第2 対象事業場

1 選定基準について

対象事業場の選定基準は、次に示すとおりとすること。

1-1 安全診断の場合

- (1) 建設業以外の業種のうち、資本金が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者数が300人以下の事業者の事業場であって、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 平成16年において、休業1か月以上又は被災労働者の障害等級が14級以上の労働災害を発生させた事業場であって、安全管理上問題があるもの。
 - イ 過去に安全管理特別指導事業場に指定した事業場であって、追加指導を行うことが必要であるもの。
 - ウ 安全管理指定事業場であって、安全衛生診断員による指導を行うことが必要であると認められるもの。
- (2) 建設業のうち資本金が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者数が300人以下の事業者の事業場（店社）であって、(1)のア～ウに該当するか又はこれらに準ずるもの。

- (3) (1)又は(2)の業種、規模の法人又は事業場であつて、平成16年において休業4日以上外国人労働者に係る労働災害を発生させた事業場のうち、安全管理上問題があるもの。
- (4) 過去に労働災害防止特別安全診断事業において安全診断の対象事業場とした事業場のうち、再度、安全管理の状況を確認することが適当であると認められるもの。
- (5) (1)～(4)のほか、都道府県労働局長が安全衛生診断員による指導を行うことが特に必要であると認めるもの。

1-2 リスクアセスメント診断の場合

- (1) 上記1-1の(1)、(2)、(4)のうち、事業場内における危険有害な設備、作業に係る中小企業等安全衛生診断員によるリスクアセスメントの実施を希望するもの。
- (2) 上記(1)のほか、都道府県労働局長が中小企業等安全衛生診断員による指導を行うことが特に必要であると認めるもの。

1-3 労働衛生診断の場合

資本金が1億円以下又は常時使用する労働者数が300人以下の法人であつて、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 平成16年において、じん肺の新規有所見者を発生させ、又は有機溶剤中毒等の業務上疾病を発生させた事業場であつて、労働衛生管理上問題があるもの。
- (2) 過去に労働衛生管理特別指導事業場に指定した事業場であつて、追加指導を行うことが必要であるもの。
- (3) 労働衛生管理指定事業場であつて、安全衛生診断員による指導を行うことが必要であると認められるもの。
- (4) (1)～(3)のほか、特殊健康診断において有所見率が特に増加している事業場、作業環境測定結果の評価が第3管理区分である事業場、労働安全衛生法第28条第3項の化学物質を製造し又は取り扱う事業場等、都道府県労働局長が安全衛生診断員による指導を行うことが特に必要であると認めるもの。

2 対象事業場の数等について

- (1) 対象事業場の数は、第1の3の(2)に示す数とする。
- (2) 対象事業場として決定した後に、当該事業場が操業停止等により安全衛生診断の実施が困難となった場合には、所轄の都道府県労働局安全衛生主務課において、予備の対象候補事業場の中から新たに対象事業場を選定すること。なお、この場合には、速やかに担当の安全衛生診断員に通知するとともに、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課に報告すること。

第3 安全衛生診断員

1 安全衛生診断員の要件について

安全衛生診断員の要件は次のとおりとする。

- (1) 労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントのうち、コンサルタント会の会員である者。
ただし、コンサルタント会の会員の不足等の場合には、コンサルタント会に未加入の者であっても差し支えないこと。
- (2) (1) の要件の安全衛生診断員を確保できない場合には、中央労働災害防止協会又は業種別労働災害防止団体の都道府県駐在等の安全管理士又は衛生管理士とすること。
- (3) 安全衛生診断員の選任に当たっては、安全診断については労働安全コンサルタント又は安全管理士である者を、また、労働衛生診断については労働衛生コンサルタント又は衛生管理士である者をそれぞれ充てること。
- (4) 第2の1の1-1の(3)の事業場（外国人労働者の労働災害が発生した事業場）に対する安全診断に係る安全衛生診断員については、外国人労働者を使用している事業場（外国人研修生を受け入れている事業場を含む。）の安全診断・指導を実施した経験又は海外の事業場において管理者としてその国の労働者を管理監督した経験を有する者等を選任するよう配慮すること。
- (5) 第2の1の1-2の事業場に対するリスクアセスメント診断に係る安全衛生診断員については、コンサルタント会の労働安全衛生マネジメントシステム監査員として登録されている者等リスクアセスメントに係る知識・経験を有する者とすること。

2 安全衛生診断を実施する際の安全衛生診断員の基本的な態度について

- (1) 本安全衛生診断は、対象事業場における安全又は労働衛生に係る診断及びこれに基づく指導等を行うものであり、労働安全衛生法及び関係法令に対する違反を指摘することが目的ではないこと。
- (2) 安全衛生診断員は、安全衛生診断の実施によって知り得た秘密等を漏らし、又は盗用してはならないこと。

第4 安全衛生診断実施上の留意事項

1 選定基準区分別の安全衛生診断の実施について

1-1 安全診断の場合

- (1) 第2の1の1-1の(1)のA及び(2)のAの事業場に対する安全診断については、平成16年1月から安全診断の実施日までに発生した労働災害のうち、休業1か月以上又は被災労働者の障害等級が14級以上のもの（外国人労働者の労働災害を除く。）1件ごとに、対象事業場の責任者等との面談により、「労働災害要因分析表（安全診断関係）」（様式4）を用

いて労働災害要因分析を行い、「労働災害要因分析結果表（安全診断関係）」（様式5）に取りまとめること。

また、改善指導を行うに当たっては、労働災害要因分析の結果及びその他の過去の労働災害の内容、事業場内の巡視等の結果を踏まえ、必要な改善事項について、「安全衛生診断実施結果報告書（一般の安全診断関係）」（様式2-1）の内容により指導すること。

- (2) 第2の1の1-1の(1)のイ及びウ並びに(2)のイ及びウの事業場に対する安全診断については、対象事業場の責任者等との面談及び事業場内の巡視等の結果を踏まえ、必要な改善事項について、「安全衛生診断実施結果報告書（一般の安全診断関係）」（様式2-1）の内容により指導すること。

なお、対象事業場において、休業1か月以上又は被災労働者の障害等級が14級以上の労働災害（外国人労働者の労働災害を除く。）が発生していた場合には、(1)により実施すること。

- (3) 第2の1の1-1の(3)の事業場に対する安全診断については、平成16年1月から安全診断の実施日までに発生した外国人労働者の労働災害のうち、休業4日以上のもので1件ごとに、対象事業場の責任者等との面談により、「労働災害要因分析表（安全診断関係）」（様式4）を用いて労働災害要因分析を行い、「労働災害要因分析結果表（安全診断関係）」（様式5）に取りまとめること。

また、改善指導を行うに当たっては、労働災害要因分析の結果及びその他の過去の労働災害の内容、事業場内の巡視等の結果を踏まえ、「外国人労働者の労働災害に関する安全診断チェックポイント」（様式2-2別表）に留意の上、「安全衛生診断実施結果報告書（外国人労働者の労働災害に係る安全診断関係）」（様式2-2）の内容により指導すること。

なお、対象事業場の選定の基となった労働災害において、外国人労働者以外の労働者について、休業1か月以上又は被災労働者の障害等級が14級以上の労働災害が発生していた場合には、(1)による安全診断を併せて実施し、その結果を「安全衛生診断実施結果報告書（外国人労働者の労働災害に係る安全診断関係）」（様式2-2）に併せて記載すること。

- (4) 第2の1の1-1の(4)の事業場に対する安全衛生診断については、対象事業場の責任者等との面談及び事業場内の巡視等の結果を踏まえ、必要な改善事項について、「安全衛生診断実施結果報告書（一般の安全診断関係）」（様式2-1）の内容により指導するとともに、過去に実施した安全診断により改善指導等を行った事項を中心に、その後の安全管理の水準、向上等の状況について分析評価し、「安全衛生診断分析評価結果報告書（安全診断関係）」（様式6）に取りまとめること。

なお、過去に実施した安全診断の後に、休業1か月以上又は被災労働者の障害等級が14級以上の労働災害（外国人労働者の労働災害を除く。）を発生させていた場合には、(1)による安全診断を併せて実施すること。

- (5) 第2の1の1-1の(5)の事業場に対する安全診断については、対象事業場の責任者等との面談及び事業場内の巡視等の結果を踏まえ、必要な事項について、「安全衛生診断実施結果報告書（一般の安全診断関係）」（様式2-1）の内容により指導すること。
- (6) 建設業に対する安全診断については、対象とする店社、現場において出稼労働者が使用されている場合は、出稼労働者への安全管理を考慮した内容とすることとし、「安全衛生診断実施結果報告書（一般の安全診断関係）」（様式2-1）の総合所見の欄に出稼労働者の安全管理状況の概要を記載すること。

1-2 リスクアセスメント診断の場合

- (1) 第2の1の1-2の事業場に対するリスクアセスメント診断については、事業場全体についてリスクアセスメントを行うものではなく、労働災害発生状況等を踏まえ、事業者と協議の上、実施対象範囲を決定すること。
 - (2) リスクアセスメント診断については、2日間で実施するものとするが、原則、1日目で対象範囲におけるリスクアセスメントの実施を終えるものとする。なお、この際、診断実施前に事業場と連絡を取り、リスクアセスメントを実施する上で必要な情報（機械等の取扱い説明書、作業手順書、過去の災害・ヒヤリハット事例、安全パトロール結果等）をあらかじめ用意させるなど、円滑な実施に留意すること。
 - (3) 2日目の診断を実施する前に、様式2-3の別表のリスク評価表にリスクアセスメントの結果を記入するとともに、可能な限りリスク低減対策（提案）を記入すること。
 - (4) 2日目の診断は、リスク評価表（様式2-3別表）に従い、実施したリスクアセスメントの結果を説明するとともに、具体的なリスク低減対策の提案、具体的な措置に関する事業場からの相談への対応を行うこと。
 - (5) 改善指導にあたっては、実施したリスクアセスメント結果を踏まえ、必要な改善事項について「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断関係）」（様式2-3）の内容により指導することとするが、単に改善指導にとどまらず、以下の点を十分に説明すること。
 - ① リスクアセスメントの基本的な考え方
 - ② 診断員が対象範囲についてどのような考え方に基づいてリスクアセスメントを実施したか
 - ③ リスクの評価結果に応じ、優先順位を付ける上での考え方
 - ④ リスク低減対策の考え方
 - ⑤ 本診断によるリスクアセスメント結果についての事業場内での取扱いについて
- ① 事業場内でリスクアセスメントを実施する上での留意事項

- (6) (1)、(2)により実施したリスクアセスメントの結果について、「安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断関係）」（様式2-3）にとりまとめること。

1-3 労働衛生診断の場合

- (1) 第2の1の1-3の(1)の事業場に対する労働衛生診断については、平成16年1月から労働衛生診断の実施日までに発生した業務上疾病（外国人労働者の業務上疾病を除く。）1件ごとに、対象事業場の責任者等との面談により、業務上疾病の発生要因について作業管理、作業環境管理、健康管理等の面から分析を行い、「安全衛生診断実施結果報告書（労働衛生診断関係）」（様式2-4）に取りまとめること。

また、改善指導を行うに当たっては、業務上疾病の発生要因及びその他の過去の業務上疾病の内容、事業場内の巡視等の結果を踏まえ、必要な改善事項について、「安全衛生診断実施結果報告書（労働衛生診断関係）」（様式2-4）の内容により指導すること。

- (2) 第2の1の1-3の(2)及び(3)の事業場に対する労働衛生診断については、対象事業場の責任者等との面談及び事業場内の巡視等の結果を踏まえ、必要な改善事項について、「安全衛生診断実施結果報告書（労働衛生診断関係）」（様式2-4）の内容により指導すること。

なお、対象事業場において、業務上疾病（外国人労働者の業務上疾病を除く。）が発生していた場合には、(1)により実施すること。

- (3) 第2の1の1-3の(4)の事業場に対する労働衛生診断については、対象事業場の責任者等との面談及び事業場内の巡視等の結果を踏まえ、必要な改善事項について、「安全衛生診断実施結果報告書（労働衛生診断関係）」（様式2-4）の内容により指導すること。

2 対象事業場の範囲等について

- (1) 建設業以外の業種の事業場に対する安全衛生診断の実施に当たって、所在地の異なる工場等を巡視した場合には、当該工場等を独立した対象事業場とはみなさず、安全衛生診断を実施した対象事業場の一部として取り扱うこと。

- (2) 建設業の事業場に対する安全衛生診断の実施に当たっては、店社及び店社の1以上の建設工事現場について安全衛生診断を実施すること。

なお、この場合、建設工事現場は独立した対象事業場とはみなさず、店社と合わせた一つの対象事業場とみなすこと。

第5 安全衛生診断の費用等

- 1 対象事業場の負担する安全衛生診断に係る費用は無料とする。
- 2 安全衛生診断員に対する安全衛生診断に係る謝金等は、別に定めるものとする。

第6 様式

- 様式1-1 安全衛生診断実施確認書（安全診断関係）
（同記載要領）
- 様式1-2 安全衛生診断実施確認書（リスクアセスメント診断関係）
（同記載要領）
- 様式1-3 安全衛生診断実施確認書（労働衛生診断関係）
（同記載要領）
- 様式2-1 安全衛生診断実施結果報告書（一般の安全診断関係）
（同記載要領）
- 様式2-2 安全衛生診断実施結果報告書（外国人労働者の労働災害に係る安全診断関係）
（同記載要領及び別表（外国人労働者の労働災害に関する安全診断チェックポイント））
- 様式2-3 安全衛生診断実施結果報告書（リスクアセスメント診断関係）
（同記載要領）
- 様式2-4 安全衛生診断実施結果報告書（労働衛生診断関係）
（同記載要領）
- 様式3-1 安全衛生診断改善報告書（安全診断関係）
- 様式3-2 安全衛生診断改善報告書（リスクアセスメント診断関係）
- 様式3-3 安全衛生診断改善報告書（労働衛生診断関係）
- 様式4 労働災害要因分析表（安全診断関係）
 - 表-1 被災者の状況等分析（全産業）
 - 表-2 災害の型別要因分析（全産業）
 - 表-3 災害の起因物要因分析（全産業）
 - 表-4 不安全な行動要因分析（全産業）
 - 表-5 外国人労働者の労働災害の要因分析（全産業）
- 様式5 労働災害要因分析結果表（安全診断関係）
- 様式6 安全衛生診断分析評価結果報告書（安全診断関係）

<様式1-1>

安全衛生診断実施確認書
(安全診断関係)

平成 年 月 日

社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 会長 殿

受診事業場

所在地

事業場名

電話番号 ()

代表者氏名 印

下記のとおり、安全診断を受診いたしました。

安全衛生診断員	1. 労働安全コンサルタント 2. 安全管理士 ()	氏名	印
労働者数	名	業種	
診断実施日	平成 年 月 日		
立会者	(職名) (氏名)		

様式 1 - 1 記載要領

安全衛生診断実施確認書（安全診断関係） 記載要領

1. 受診事業場代表者は、診断事業場の代表取締役社長、工場長、所長等当該事業場の責任者をいう。
2. 確認書年月日は、通常は診断実施日となるが、診断実施日に事業場代表者が不在等で押印できない場合、後日押印した日とする。この場合、安全衛生診断員は当該確認書を対象事業場から郵送等により受領すること。
3. 診断を実施した安全衛生診断員は、労働安全コンサルタント又は安全管理士のいずれかに○を付すとともに、署名、押印すること。
なお、安全管理士である場合、（ ）内に労働災害防止団体名の略号（中災防、建災防等）を記入すること。
4. 業種については、中分類の業種名（例：金属製品製造業、設備工事業等）を記入すること。
5. 立会者については、立ち会った責任者等のうち、代表となる者をいう。
なお、前記3以下の欄中の事項についても、立会者の了解のもと安全衛生診断員が記載することが望ましいこと。

<様式1-2>

安全衛生診断実施確認書
(リスクアセスメント診断関係)

平成 年 月 日

社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 会長 殿

受診事業場

所在地

事業場名

電話番号 ()

代表者氏名

印

下記のとおり、リスクアセスメント診断を受診いたしました。

安全衛生診断員	1. 労働安全コンサルタント 2. 労働衛生コンサルタント	氏名	印
労働者数	名	業種	
診断実施日	平成 年 月 日 及び 平成 年 月 日		
立会者	(職名) (氏名)		

様式 1 - 2 記載要領

安全衛生診断実施確認書（リスクアセスメント診断関係） 記載要領

1. 受診事業場代表者は、診断事業場の代表取締役社長、工場長、所長等当該事業場の責任者をいう。
2. 確認書年月日は、通常は診断実施日となるが、診断実施日に事業場代表者が不在等で押印できない場合、後日押印した日とする。この場合、安全衛生診断員は当該確認書を対象事業場から郵送等により受領すること。
3. 診断を実施した安全衛生診断員は、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントのいずれかに○を付すとともに、署名、押印すること。
4. 業種については、中分類の業種名（例：金属製品製造業、設備工事業等）を記入すること。
5. 立会者については、立ち会った責任者等のうち、代表となる者をいう。
なお、前記 3 以下の欄中の事項についても、立会者の了解のもと安全衛生診断員が記載することが望ましいこと。

<様式1-3>

安全衛生診断実施確認書
(労働衛生診断関係)

平成 年 月 日

社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 会長 殿

受診事業場

所在地

事業場名

電話番号 ()

代表者氏名 印

下記のとおり、労働衛生診断を受診いたしました。

安全衛生診断員	1. 労働衛生コンサルタント 2. 衛生管理士 ()	氏名	印
労働者数	名	業種	
診断実施日	平成 年 月 日		
立会者	(職名) (氏名)		

安全衛生診断実施確認書（労働衛生診断関係） 記載要領

1. 受診事業場代表者は、診断事業場の代表取締役社長、工場長、所長等当該事業場の責任者をいう。
2. 確認書年月日は、通常は診断実施日となるが、診断実施日に事業場代表者が不在等で押印できない場合、後日押印した日とする。この場合、安全衛生診断員は当該確認書を対象事業場から郵送等により受領すること。
3. 診断を実施した安全衛生診断員は、労働衛生コンサルタント又は衛生管理士のいずれかに○を付すとともに、署名、押印すること。
なお、衛生管理士である場合、（ ）内に労働災害防止団体名の略号（中災防等）を記入すること。
4. 業種については、中分類の業種名（例：金属製品製造業、設備工事業等）を記入すること。
5. 立会者については、立ち会った責任者等のうち、代表となる者をいう。
なお、前記3以下の欄中の事項についても、立会者の了解のもと安全衛生診断員が記載することが望ましいこと。

<様式2-1> 安全衛生診断実施結果報告書
 (一般の安全診断関係)

(1)

事業場の名称
 代表者

殿
 安全衛生診断員 労働安全コンサルタント
 安全管理士
 診 断 日 平成 年 月 日

印
 印

事業場の名称			
所在地	TEL ()		
代表者名			
事業の概要	(資本金)	労働者数	
	(業種(中分類))	男	名 (名)
	(主要製品等)	女	名 (名)
		計	名 (名)

労働災害 発生状況		①死亡	②休業1か月 以上又は 障害等級14 級以上	③休業 4日 以上	④休業 4日 未満	計
	平成15年	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()
	平成16年	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()
	本年 (1月~ 月)	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()

労働災害 発生概要	1.
労働災害 発生概要	2.

診 断 項 目	現 状 及 び 指 導 事 項
①安全管理体制の 確立と安全管理 者等の職務の遂 行について	
②安全点検体制の 確立と安全点検 の実施について	
③機械設備の安全 化について	
④作業手順の確立 と作業方法の改 善について	

⑤安全衛生教育の実施について	
⑥安全活動（上記のものを除く）について	
⑦労働安全衛生マネジメントシステムについて	1 運用中 2 構築中 3 準備段階 4 導入予定なし
⑧リスクアセスメントについて	1 実施中 2 準備段階 3 実施予定なし
⑨下請労働者、派遣労働者等に対する安全管理について（該当がない場合は記入不要）	
⑩上記以外の特記事項について （例：危険物等による爆発・火災災害の防止のため、特に講じている措置など）	

⑪総合所見について	
-----------	--

※ 改善はできるだけ速やかをお願いします。

また、改善結果を別添様式3-1「安全衛生診断改善報告書（安全診断関係）」に記入し、診断実施後1ヶ月以内、遅くとも平成18年3月末日までに所轄労働局長あて提出して下さい。

様式 2 - 1 記載要領

安全衛生診断実施結果報告書 記載要領
(一般の安全診断関係)

1. 「安全衛生診断員」欄には、労働安全コンサルタント又は安全管理士のいずれかに○を付すとともに、署名、押印すること。
2. 「(主要製品等)」については、「自動車ラジエーター」(例)のように記入すること。
3. 「労働者数」欄の()内には、外国人労働者を内数で記入すること。
4. 「労働災害発生状況」欄には、②は①を除く数を、③は①及び②を除く数を記入すること。また、()内には、外国人の被災者数を内数で記入すること。
5. 「労働災害発生概要」については、労働災害発生状況の①及び②のうち、平成16年及び本年に入って診断日までに発生した災害ごとに記入すること。
なお、記入に当たっては、「平成16年7月、旋盤でフランジ部品の試し切削中、部品がチャックより外れ、旋盤作業員(男)の顔に飛来し休業50日の負傷をした。直接原因としては、チャックの締付けの確認が行われていなかったこと、間接原因としては、作業手順書の不備と安全教育の不十分である。」(例)のように起因物、事故の型、原因(直接原因・間接原因)等を簡明に記入すること。
6. 「診断項目⑤」については、法定の教育はもとより、法定外の安全衛生教育についてもその実施について留意すること。
7. 「診断項目⑦」については、該当する番号に○を付すこと。なお、該当するものがない場合は、空欄に自由記入すること。
なお、「運用中」とは、安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成後、PDCAサイクルが回り始めた段階以降のことをいい、「構築中」とは、システム導入の正式決定からPDCAサイクルが回るまでの状態をいう。また、「準備段階」とは、システム導入の意欲はあるものの、導入を事業場として正式に決定していない段階をいう。
8. 「診断項目⑧」については、該当する番号に○を付すこと。なお、該当するものがない場合は、空欄に自由記入すること。

なお、「実施中」とは、危険有害要因の特定等具体的にリスクアセスメントの実施を開始している段階をいい、「準備段階」とは、リスクアセスメント実施の意欲はあるものの、実施を事業譲渡して正式に決定していない段階をいう。

9. 「診断項目⑨」については、同一事業場内において下請労働者や派遣労働者等が混在する場合等において実施されている安全管理上の措置等について記載すること。
10. 本様式の項目について、記載すべき事項がない場合はその箇所を削除し、また、記載しきれない場合は行数を増やして（ワープロ等使用）記入する等適宜変更しても差し支えないこと。

<様式2-2> **安全衛生診断実施結果報告書** 《外》
 (外国人労働者の労働災害に係る安全診断関係) (1)

事業場の名称
 代表者

殿
 安全衛生診断員 労働安全コンサルタント
 安全管理士
 診断日 平成 年 月 日
 印
 印

事業場の名称			
所在地	TEL ()		
代表者名			
事業の概要	(資本金)	労働者数	
	(業種(中分類))	男	名 (名)
	(主要製品等)	女	名 (名)
		計	名 (名)

労働災害 発生状況		①死亡	②休業1か月 以上又は 障害等級14 級以上	③休業 4日 以上	④休業 4日 未満	計
	平成15年	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()
	平成16年	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()
	本年 (1月~ 月)	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()

労働災害 発生概要	1.
労働災害 発生概要	2.

診 断 項 目	現 状 及 び 指 導 事 項
①安全管理体制の 確立と安全管理 者等の職務の遂 行について	
②安全点検体制の 確立と安全点検 の実施について	
③機械設備の安全 化について	
④作業手順の確立 と作業方法の改 善について	

⑤安全衛生教育の実施について	
⑥安全活動（上記のものを除く）について	
⑦外国人労働者に対する上記以外の特記事項について	
⑧労働安全衛生マネジメントシステムについて	1 運用中 2 構築中 3 準備段階 4 導入予定なし
⑨リスクアセスメントについて	1 実施中 2 準備段階 3 実施予定なし
⑩下請労働者、派遣労働者等に対する安全管理について（該当がない場合は記入不要）	

⑪ 上記以外の特記事項について (例：危険物等による爆発・火災災害の防止のため、特に講じている措置など)	
⑫ 総合所見について	

※ 改善はできるだけ速やかをお願いします。

また、改善結果を別添様式 3-1 「安全衛生診断改善報告書（安全診断関係）」に記入し、診断実施後 1 ヶ月以内、遅くとも平成 18 年 3 月末日までに所轄労働局長あて提出して下さい。

安全衛生診断実施結果報告書 記載要領
(外国人労働者の労働災害に係る安全診断関係)

1. 診断に当たっては、様式 2-2 別表「外国人労働者の労働災害に関する安全診断チェックポイント」に留意すること。
2. 「安全衛生診断員」欄には、労働安全コンサルタント又は安全管理士のいずれかに○を付すとともに、署名、押印すること。
3. 「(主要製品等)」については、「自動車ラジエーター」(例)のように記入すること。
4. 「労働者数」欄の()内には、外国人労働者を内数で記入すること。
5. 「労働災害発生状況」欄には、②は①を除く数を、③は①及び②を除く数を記入すること。また、()内には、外国人の被災者数を内数で記入すること。
6. 「労働災害発生概要」については、労働災害発生状況の①、②及び③のうち、平成 16 年及び本年に入って診断日までに発生した災害(③については、外国人労働者に係る災害に限る。)ごとに記入すること。
なお、記入に当たっては、「平成 16 年 7 月、旋盤でフランジ部品の試し切削中、部品がチャックより外れ、旋盤作業員(男)の顔に飛来し休業 50 日の負傷をした。直接原因としては、チャックの締付けの確認が行われていなかったこと、間接原因としては、作業手順書の不備と安全教育の不十分である。」(例)のように起因物、事故の型、原因(直接原因・間接原因)等を簡明に記入すること。
7. 「診断項目⑤」については、法定の教育はもとより、法定外の安全衛生教育についてもその実施について留意すること。
8. 「診断項目⑧」については、該当する番号に○を付すこと。なお、該当するものがない場合は、空欄に自由記入すること。
なお、「運用中」とは、安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成後、PDCA サイクルが回り始めた段階以降のことをいい、「構築中」とは、システム導入の正式決定から PDCA サイクルが回るまでの状態をいう。また、「準備段階」とは、システム導入の意欲はあるものの、導入を事業場として正式に決定していない段階をいう。

9. 「診断項目㊸」については、該当する番号に○を付すこと。なお、該当するものがない場合は、空欄に自由記入すること。

なお、「実施中」とは、危険有害要因の特定等具体的にリスクアセスメントの実施を開始している段階をいい、「準備段階」とは、リスクアセスメント実施の意欲はあるものの、実施を事業譲渡して正式に決定していない段階をいう。

10. 「診断項目㊹」については、同一事業場内において下請労働者や派遣労働者等が混在する場合等において実施されている安全管理上の措置等について記載すること。

11. 本様式の項目について、記載すべき事項がない場合はその箇所を削除し、また、記載しきれない場合は行数を増やして（ワープロ等使用）記入する等適宜変更しても差し支えないこと。

外国人労働者の労働災害に関する安全診断チェックポイント

1 総括的事項	(1) 外国人労働者の労働災害発生状況 (2) 外国人労働者の安全衛生管理の阻害要因
2 事業者の基本姿勢	(1) 外国人労働者に係る安全衛生管理において、特に配慮、措置すべき部分があることについての認識の程度 (2) 外国人労働者についての配慮、措置事項に関する管理、監督者に対しての指示の状況
3 安全衛生管理体制	(1) 外国人労働者に係る安全衛生管理における総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者等の活動状況 (2) 作業主任者、作業指揮者の、外国人労働者についての配慮、措置事項に関する対応状況 (3) 産業医の外国人労働者についての配慮、措置事項に関する対応状況 (4) 安全衛生委員会の活動状況
4 安全衛生教育	(1) 日本人管理監督者等教育 外国人労働者の管理、監督を行う者又は外国人労働者と共同作業を行う労働者に対する外国人労働者についての配慮、措置事項を踏まえた安全衛生教育の実施状況 (2) 外国人労働者教育 ① 外国人労働者についての配慮、措置事項を踏まえた外国人労働者に対する雇入れ時の教育等の実施状況 ② 職場への適応、安全な作業を行う能力の向上のために実施している事項
5 就業に当たっての措置	(1) 外国人労働者を就業制限業務、特別教育を必要とする危険有害業務等に就業させるに当たって講じている措置の状況 (2) 機械設備、安全装置、保護具等の使用方法、合図、応急措置等に関する事項について指示する場合に考慮している事項 (3) 外国人労働者のみから成る作業班がある場合、考慮している事項
6 掲示、表示及び標識	外国人労働者についての配慮、措置事項を踏まえた安全衛生確保のために必要な掲示、表示又は標識の作成状況
7 健康管理	(1) 外国人労働者に対する健康診断及びその事後措置の実施状況及び考慮している事項 (2) 外国人労働者に対する風土病、寄生虫症等の検査の実施状況 (3) 外国人労働者に対する健康保持増進対策の実施状況
8 その他	(1) 外国人労働者の安全衛生管理に関して必要な情報の収集、分析の手法 (2) 食生活、住居等職場以外の事項に関しての外国人労働者からの相談への対応状況

安全衛生診断実施結果報告書
(リスクアセスメント診断関係)

事業場の名称
代表者

殿

安全衛生診断員 労働安全コンサルタント

労働衛生コンサルタント

印
印

診断日 (1日目) 平成 年 月 日

(2日目) 平成 年 月 日

事業場の名称			
所在地	TEL ()		
代表者名			
事業の概要	(資本金)	労働者数	
	(業種(中分類))	男	名 (名)
	(主要製品等)	女	名 (名)
		計	名 (名)

労働災害 発生状況		①死亡	②休業1か月 以上又は 障害等級14 級以上	③休業 4日 以上	④休業 4日 未満	計
	平成15年	人	人	人	人	人
	平成16年	人	人	人	人	人
	本年 (1月~ 月)	人	人	人	人	人

労働災害 発生概要	1.
労働災害 発生概要	2.

診断項目	現 状 及 び 指 導 事 項
①労働安全衛生マネジメントシステムについて	1 運用中 2 構築中 3 準備段階 4 導入予定なし
②リスクアセスメントについて	1 実施中 2 準備段階 3 実施予定なし
③リスク低減対策の提案及びその考え方について	
④残留リスク対策についての考え方について	
⑤総合所見（その他リスクアセスメント実施上の留意点について）	

※ 改善はできるだけ速やかにお願いします。

また、改善結果を別添様式3-2「安全衛生診断改善報告書（リスクアセスメント診断関係）」に記入し、診断実施後1ヶ月以内、遅くとも平成18年3月末日までに所轄労働局長あて提出して下さい。

工程	作業区分（定常・非定常）	リスク評価月日	評価者	承認	審査	評価
----	--------------	---------	-----	----	----	----

職場	作業名	使用設備、原材料等	危険有害要因	頻度	時間	既存の労働災害防止対策	リスクレベル（現状）				リスク低減対策（提案）	対策後レベル（予想）				優先度	備考
							災害の発生確率	災害の程度	リスクポイント	リスクレベル		災害の発生確率	災害の程度	リスクポイント	リスクレベル		

例1：数値化によるもの

○労働災害発生の確率 ※配点は一例である

発生確率	内容	点数
確実である	かなり注意力を高めていても災害につながる	7
可能性が高い	通常の注意力では災害につながる	5
可能性がある	うっかりしていると災害につながる	3
ほとんどない	特別に注意していなくても災害にはつながらない	1

○労働災害発生による被害の程度

程度	内容	点数
極めて重大	致死傷、後遺障害が残る程度	7
重大	休業を伴う程度、一度に多数の被災者を伴うもの	5
軽微	入院・通院を伴わずに短期で治療する程度	3
極めて軽微	かすり傷程度	1

○かけ算「(発生確率) × (程度)」

リスクレベル	リスクポイント
IV	35 ~ 49
III	21 ~ 25
II	9 ~ 15
I	1 ~ 7

○足し算「(発生確率) + (程度)」

リスクレベル	リスクポイント
IV	12 ~ 14
III	8 ~ 10
II	6 ~ 8
I	2 ~ 4

○リスクアセスメントとは

リスクアセスメントとは、職場に潜む労働災害発生の要因を洗い出し、その要因ごとに危険性や有害性（リスク）の大きさを見積り、評価し、優先順位の高いものから除去・低減する対策を検討し、改善を進める手法のことをいう。

○リスクの見積り、評価について

リスクの見積りは、労働災害の「発生確率」とその「程度」の組み合わせにより行うこととするが、それぞれを「数値化」して評価する方法や、両者を縦軸及び横軸においた表を作成して評価する方法等があり、事業場の規模等を考慮し、選択する必要がある。

例2：リスク見積り表によるもの

○リスク見積り表

	極めて危険有害	危険有害	わずかに危険有害
可能性が大きい	リスクレベルIV	リスクレベルIII	リスクレベルII
可能性が小さい	リスクレベルIII	リスクレベルII	リスクレベルI
可能性が極めて小さい	リスクレベルII	リスクレベルI	リスクレベルI

安全衛生診断実施結果報告書 記載要領
(リスクアセスメント診断関係)

1. 「安全衛生診断員」欄には、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントのいずれかに○を付すとともに、署名、押印すること。
2. 「(主要製品等)」については、「自動車ラジエーター」(例)のように記入すること。
3. 「労働災害発生状況」欄には、②は①を除く数を、③は①及び②を除く数を記入すること。
4. 「労働災害発生概要」については、労働災害発生状況の①及び②のうち、平成16年及び本年に入って診断日までに発生した災害ごとに記入すること。
なお、記入に当たっては、「平成16年7月、旋盤でフランジ部品の試し切削中、部品がチャックより外れ、旋盤作業員(男)の顔に飛来し休業50日の負傷をした。直接原因としては、チャックの締付けの確認が行われていなかったこと、間接原因としては、作業手順書の不備と安全教育の不十分である。」(例)のように起因物、事故の型、原因(直接原因・間接原因)等を簡明に記入すること。
5. 「診断項目①」については、該当する番号に○を付すこと。なお、該当するものがない場合は、空欄に自由記入すること。
なお、「運用中」とは、安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成後、PDCAサイクルが回り始めた段階以降のことをいい、「構築中」とは、システム導入の正式決定からPDCAサイクルが回るまでの状態をいう。また、「準備段階」とは、システム導入の意欲はあるものの、導入を事業場として正式に決定していない段階をいう。
6. 「診断項目②」については、該当する番号に○を付すこと。なお、該当するものがない場合は、空欄に自由記入すること。
なお、「実施中」とは、危険有害要因の特定等具体的にリスクアセスメントの実施を開始している段階をいい、「準備段階」とは、リスクアセスメント実施の意欲はあるものの、実施を事業場として正式に決定していない段階をいう。
7. 「診断項目③及び④」については、1日目に実施したリスクアセスメント結果を踏まえて提案するリスク低減対策について、事業場における具体的な措置の実施を事業場担当者からの相談等を通して検討した結果を踏まえた記載内容とすること。

8. 「診断項目⑤」については、診断対象事業場において今後リスクアセスメントを実施する上での留意事項等を記載すること。なお、診断対象事業場が既にリスクアセスメントを実施している場合にあっては、今後改善すべき点を記載すること。
9. リスクアセスメントの実施結果は、別表「リスク評価表」に記載すること。
10. 本様式の項目について、記載すべき事項がない場合はその箇所を削除し、また、記載しきれない場合は行数を増やして（ワープロ等使用）記入する等適宜変更しても差し支えないこと。

<様式2-4> 安全衛生診断実施結果報告書
 (労働衛生診断関係)

(1)

事業場の名称
 代表者

殿
 安全衛生診断員 労働衛生コンサルタント
 衛生管理士

印
 印

診 断 日 平成 年 月 日

事業場の名称			
所在地	TEL ()		
代表者名			
事業の概要	(資本金)	労働者数	
	(業種(中分類))	男	名 (名)
	(主要製品等)	女	名 (名)
		計	名 (名)

業務上疾病 発生状況		①死亡	②休業1か月 以上又は 障害等級14 級以上	③休業 4日 以上	④休業 4日 未満	計
	平成15年	人	人	人	人	人
	平成16年	人	人	人	人	人
	本年 (1月~ 月)	人	人	人	人	人

業務上疾病 発生概要	1.
業務上疾病 発生概要	2.

特殊健康診断実施状況（最新のを記す）

(2)

特殊健康診断の種類	従事者数	受診者数	受診率	有所見者数	健診結果に基づき実施した措置	備考

作業環境測定状況（最新のを記す）

作業場及び作業の概要	実施日及び管理区分		測定者（精度管理番号）
	1回目	2回目	
			自社・委託
			自社・委託
			自社・委託
			自社・委託
			自社・委託

診 断 項 目	現 状 及 び 指 導 事 項
① 労働衛生管理体制の確立と産業医、衛生管理者等の職務の遂行について	
② 作業環境管理の実施について	
③ 作業管理の実施について (作業手順の確立と作業方法の改善等について)	
④ 健康管理の実施について (過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策、THPを含む。)	

<p>⑤ 労働衛生教育の実施について</p>	
<p>⑥ 快適な職場づくりについて</p>	
<p>⑦ 化学物質管理について</p> <p>〔MSDSの入手、周知、リスクアセスメントの実施等化学物質管理指針に基づく措置の実施について〕</p>	
<p>⑧ 労働安全衛生マネジメントシステムについて</p>	<p>1 運用中 2 構築中 3 準備段階 4 導入予定なし</p>
<p>⑨ リスクアセスメントについて</p>	<p>1 実施中 2 準備段階 3 実施予定なし</p>

⑩ 下請労働者、派遣労働者等に対する衛生管理について（該当がない場合は記入不要）	
⑪ 上記以外の特記事項について	
⑫ 総合所見について	

※ 改善はできるだけ速やかをお願いします。

また、改善結果を別添様式 3-3 「安全衛生診断改善報告書（労働衛生診断関係）」に記入し、診断実施後 1 ヶ月以内、遅くとも平成 18 年 3 月末日までに所轄労働局長あて提出して下さい。

安全衛生診断実施結果報告書 記載要領（労働衛生診断関係）

1. 「安全衛生診断員」欄には、労働衛生コンサルタント又は衛生管理士のいずれかに○を付すとともに、署名、押印すること。
2. 「（主要製品等）」については、「自動車ラジエーター」（例）のように記入すること。
3. 「業務上疾病発生状況」欄には、②は①を除く数を、③は①及び②を除く数を記入すること。

4. 「業務上疾病発生概要」については、労働災害発生状況の①及び②のうち、平成16年及び本年に入って診断日までに発生した災害ごとに記入すること。

なお、記入に当たっては、「平成16年7月、局所排気装置が故障したまま有機溶剤（ジクロルメタン）を用いて部品の洗浄を行っていたところ、有機溶剤中毒で倒れ、休業30日となった。直接原因としては、局所排気装置を修理した上で作業を行わなかったこと、間接原因としては、作業手順書の不備、衛生教育が不十分であったこと。」（例）のように起因物、事故の型、原因（直接原因、間接原因）等を簡明に記入すること。

5. 「診断項目⑤」については、法定の教育はもとより、法定外の安全衛生教育についてもその実施について留意すること。

6. 「診断項目⑧」については、該当する番号に○を付すこと。なお、該当するものがない場合は、空欄に自由記入すること。

なお、「運用中」とは、安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成後、PDCAサイクルが回り始めた段階以降のことをいい、「構築中」とは、システム導入の正式決定からPDCAサイクルが回るまでの状態をいう。また、「準備段階」とは、システム導入の意欲はあるものの、導入を事業場として正式に決定していない段階をいう。

7. 「診断項目⑨」については、該当する番号に○を付すこと。なお、該当するものがない場合は、空欄に自由記入すること。

なお、「実施中」とは、危険有害要因の特定等具体的にリスクアセスメントの実施を開始している段階をいい、「準備段階」とは、リスクアセスメント実施の意欲はあるものの、実施を事業譲渡して正式に決定していない段階をいう。

8. 「診断項目⑩」については、同一事業場内において下請労働者や派遣労働者等が混在する場合等において実施されている衛生管理上の措置等について記載すること。
9. 本様式の項目について、記載すべき事項がない場合はその箇所を削除し、また、記載しきれない場合は行数を増やして（ワープロ等使用）記入する等適宜変更しても差し支えないこと。

<様式3-1>

安全衛生診断改善報告書
(安全診断関係)

平成 年 月 日

労働局長 殿

所在地

事業場名

電話番号 ()

代表者氏名 印

平成 年 月 日受診しました安全診断の結果、下記のとおり改善を図ることといたしましたので報告します。

改善について指摘された事項	改善した(又はする予定の)内容

- ※ 指摘事項に対し、改善の内容を予定も含め記入してください。
- ※ 改善内容について写真、図面等による場合は別添にして下さい。

<様式 3 - 2 >

安全衛生診断改善報告書
(リスクアセスメント診断関係)

平成 年 月 日

労働局長 殿

所在地 _____

事業場名 _____

電話番号 () _____

代表者氏名 _____ 印

平成 年 月 日及び平成 年 月 日に受診しましたリスクアセスメント診断の結果、下記のとおり改善を図ることといたしましたので報告します。

改善について指摘された事項	改善した（又はする予定の）内容

(今回の診断を受診した結果の今後のリスクアセスメントに関する取組み等について)

リスクアセスメントの実施	(受診前) 1 実施中 2 準備段階 3 実施予定なし (受診後) 1 実施(予定) 2 検討中 3 実施予定なし
リスクアセスメントの考え方についての理解度	1 よく理解できた 2 概ね理解できた 3 よく理解できなかった (理由:) 4 まったく理解できなかった (理由:)
その他 (自由記入)	(自由記入)

※ 指摘事項に対し、改善の内容を予定も含め記入してください。

※ 改善内容について写真、図面等による場合は別添にしてください。

<様式 3 - 3 >

安全衛生診断改善報告書
(労働衛生診断関係)

平成 年 月 日

労働局長 殿

所在地

事業場名

電話番号 ()

代表者氏名

印

平成 年 月 日受診しました労働衛生診断の結果、下記のとおり改善を図ることといたしましたので報告します。

改善について指摘された事項	改善した (又はする予定の) 内容

※ 指摘事項に対し、改善の内容を予定も含め記入してください。

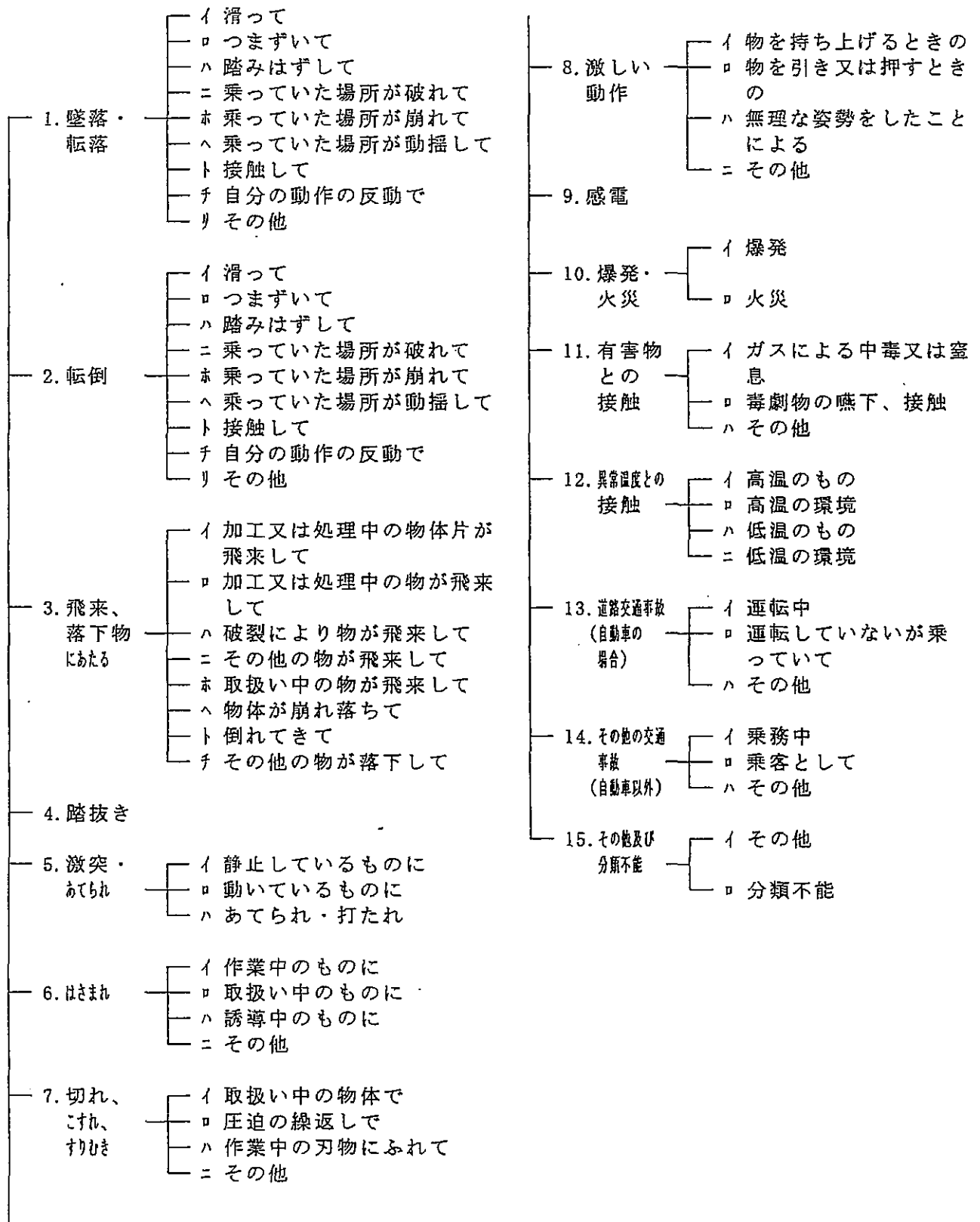
※ 改善内容について写真、図面等による場合は別添にして下さい。

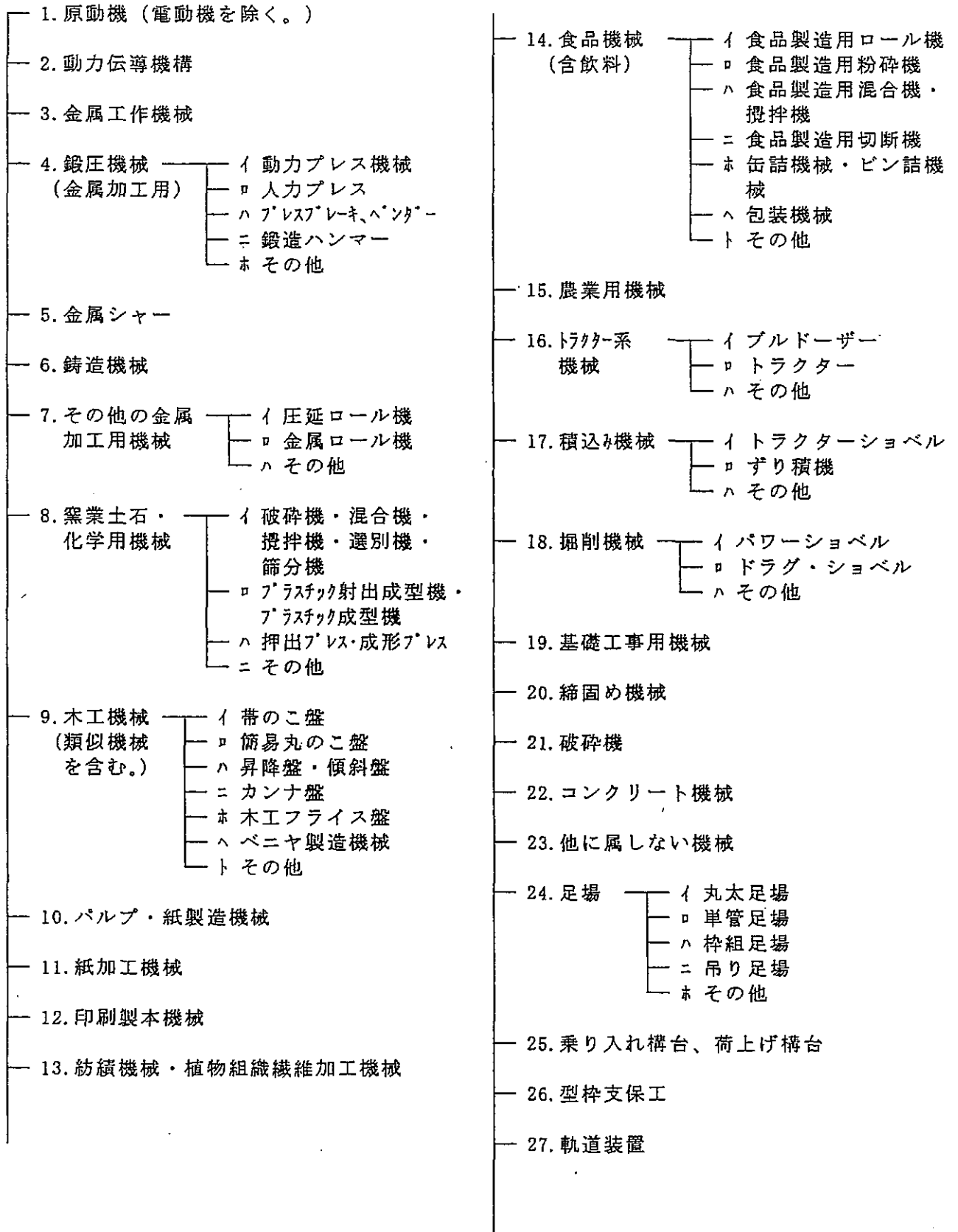
<様式4>

労働災害要因分析表 (安全診断関係)

表-1 被災者の状況等分析 (全産業)

1. 事業の種類	イ	製造業	} (中分類業種) []
	ロ	土石採取業	
	ハ	陸上貨物運送事業	
	ニ	建設業	
	ホ	林業	
	ヘ	上記以外の業種	
2. 発生年月	イ	平成16年 : 月	
	ロ	本年 : 月	
3. 性別	イ	男	
	ロ	女	
4. 年齢	イ	20歳未満	
	ロ	20歳~50歳未満	
	ハ	50歳~65歳未満	
	ニ	65歳以上	
5. 国籍	イ	日本	
	ロ	外国	
6. 経験期間	イ	1か月未満	
	ロ	1か月~1年未満	
	ハ	1年~10年未満	
	ニ	10年以上	
7. 被災の程度	イ	死亡	
	ロ	障害等級14級以上	
	ハ	休業1年以上	
	ニ	休業2か月~1年未満	
	ホ	休業1か月~2か月未満	
	ヘ	休業4日~1か月未満 (外国人労働者に限る。)	
8. 事故時の 作業形態	イ	単独作業	
	ロ	グループ作業	
9. 作業の内容	イ	繰り返し実施している作業	
	ロ	修理、保全、緊急等の臨時作業	
10. 被災者の 就労形態	イ	常勤作業者	
	ロ	パート、臨時などの作業者	





- 28. 物揚装置
 - イ クレーン、移動式クレーン、デリック
 - ロ エレベーター、簡易リフト
 - ハ 高所作業車
 - ニ 集材装置、運材装置
 - ホ その他

- 29. コンベヤー、搬送装置

- 30. 運搬機
 - イ 貨物自動車
 - ロ 構内運搬車
 - ハ フォークリフト
 - ニ ショベルローダー
 - ホ 不整地運搬車
 - ハ 林内作業車
 - ト その他

- 31. 乗物
 - イ マイクロバス
 - ロ その他

- 32. 電気設備

- 33. ボイラー
 - イ ボイラー
 - ロ 圧力容器（化学設備を除く。）
 - ハ 化学設備及びその附属設備等
 - ニ その他

- 34. 炉、窯、釜

- 35. 乾燥設備

- 36. 溶接装置

- 37. 他に属しない装置

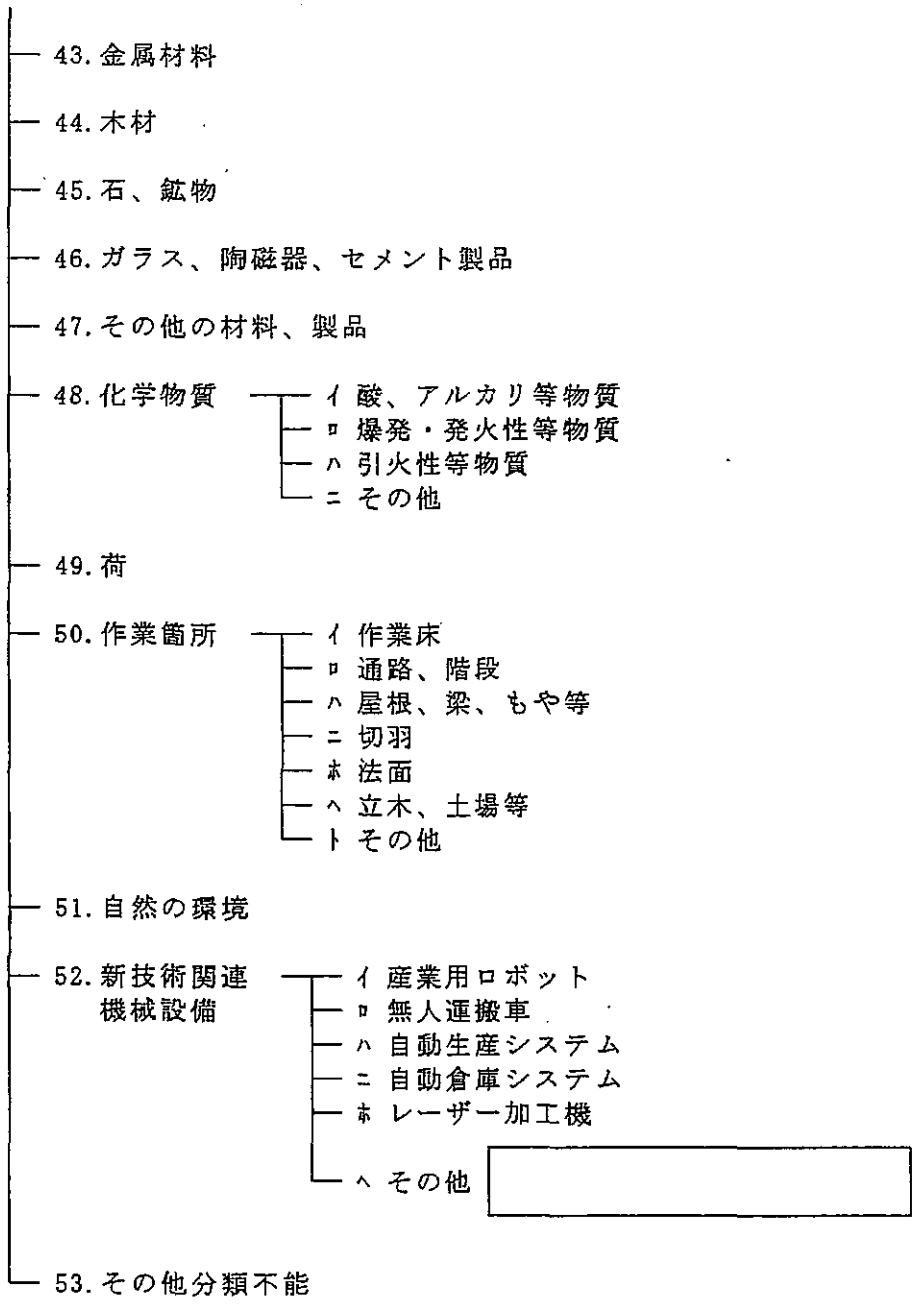
- 38. 動力工具
 - イ 手持ち丸のこ盤
 - ロ ドリル、グラインダー、釘打機等
 - ハ チェンソー、刈払機
 - ニ その他

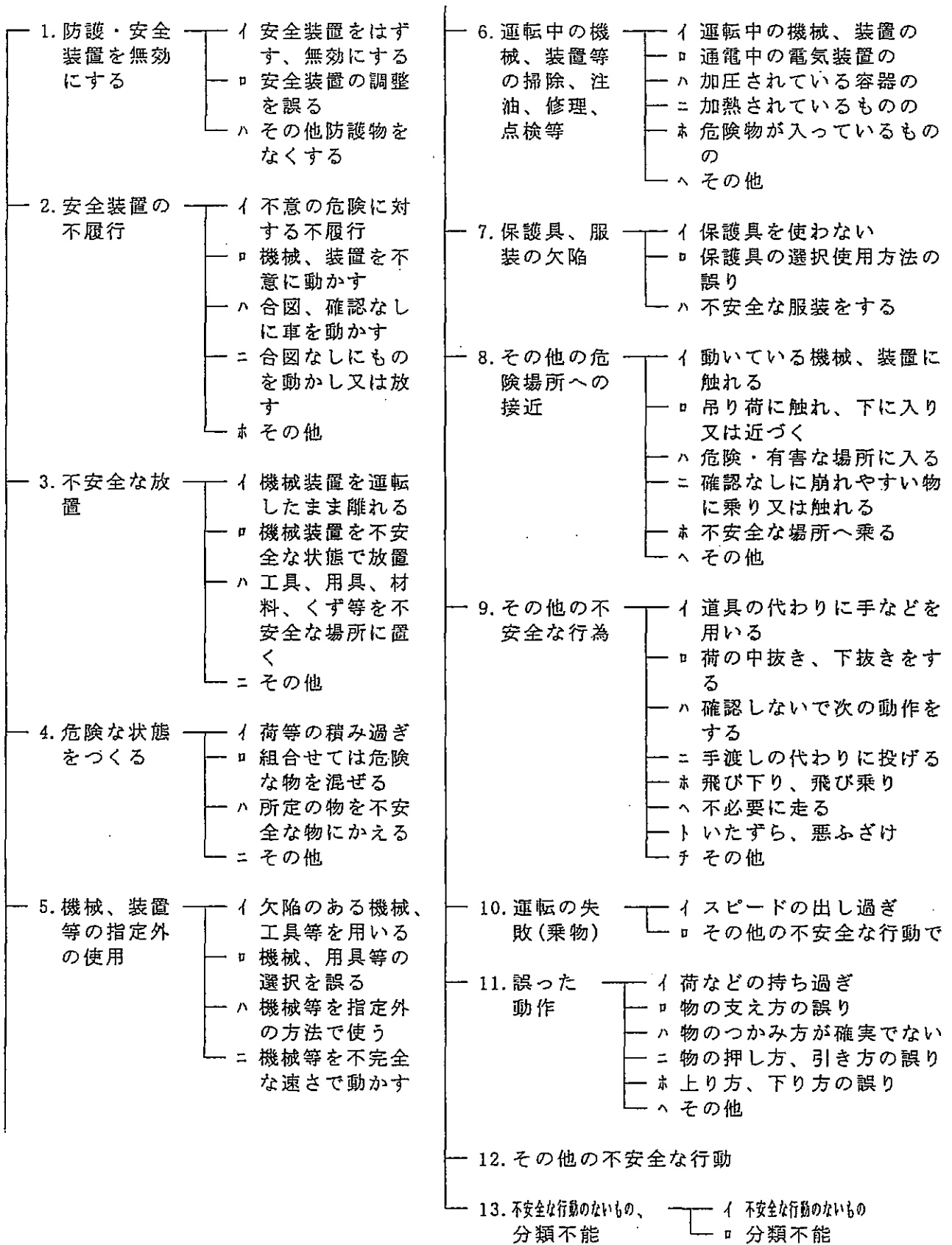
- 39. 手工具（非動力）

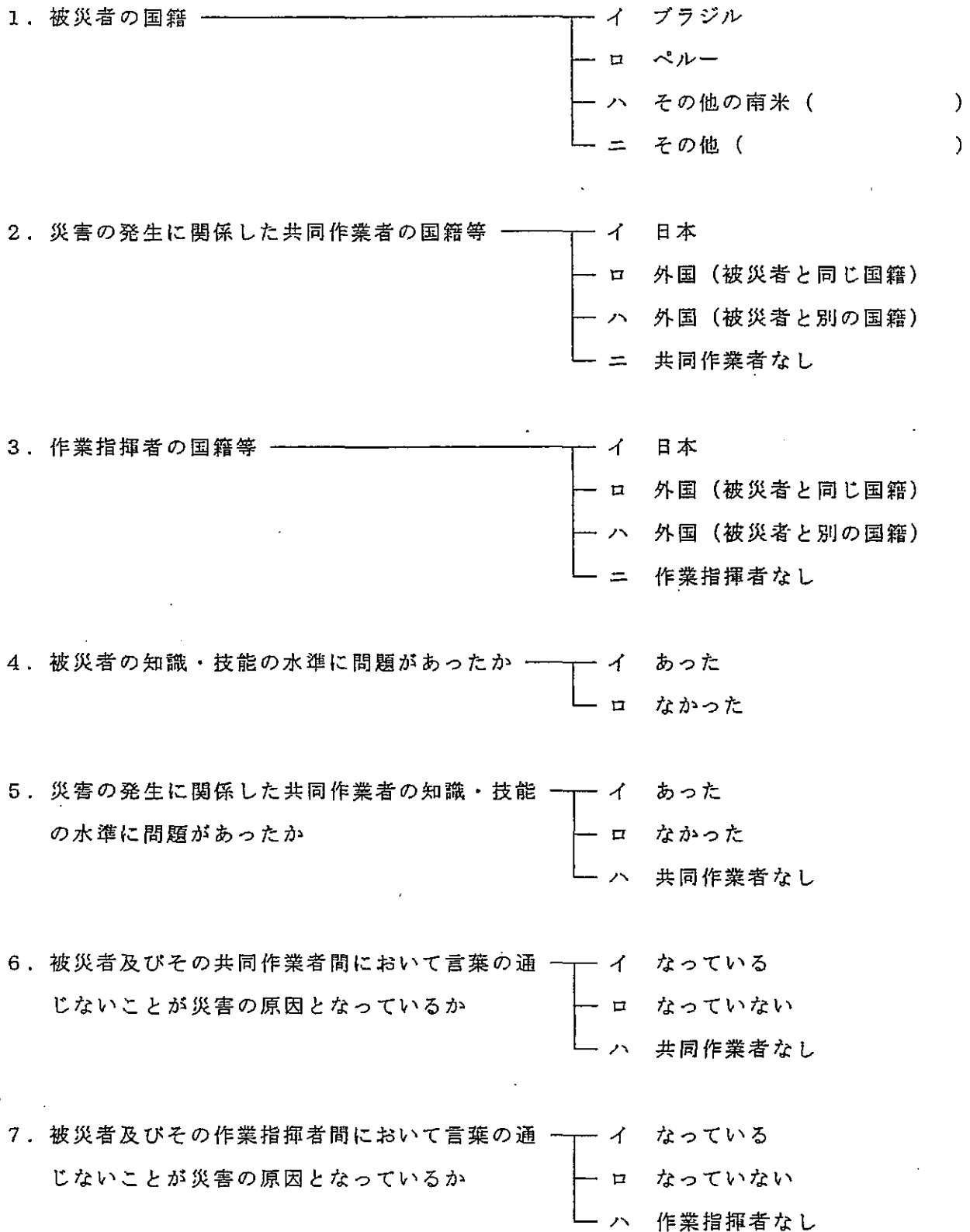
- 40. 用具
 - イ 脚立、移動はしご等
 - ロ ロープ
 - ハ その他

- 41. 建物、構築物

- 42. 什器







様式4 記載要領

労働災害要因分析表（安全診断関係）

1. 表-1 被災者の状況等分析（全産業）について
 - (1) 各項目について、それぞれイ、ロ、ハ等のいずれか1つを○で囲むこと。
 - (2) 1のロ内には、業種の中分類（例：土石採取業であれば「採石業」等）を記入すること。
2. 表-2 災害の型別要因分析（全産業）について
 - (1) 型別項目の1～15のうち最も適当なもの1つを○で囲み、細目（イ、ロ、ハ等）のあるものについては、そのうちいずれか1つを○で囲むこと。
 - (2) 型別項目の選択について判断に迷う場合には、災害防止対策を考える立場での重要度により選択すること。（例：「自動車運転中、前方走行中の自動車に激突した」では、5か13の選択に迷うが、この場合は13、イに分類する。）
3. 表-3 災害の起因物要因分析（全産業）について
 - (1) 起因物項目1～53のうち最も適当なもの1つを○で囲み、細目（イ、ロ、ハ等）のあるものについては、そのうちいずれか1つを○で囲むこと。
 - (2) 起因物項目52の新技术関連機械設備について、他の項目との選択に迷う場合には、52に分類するものとする。また、その細目のイ～ホに分類されない機械設備については、へ「その他」のロ内にその機械設備名を記載すること。
4. 表-4 不安全な行動要因分析（全産業）

記入方法は、2(1)と同様であること。
5. 表-5 外国人労働者の労働災害の要因分析（全産業）
 - (1) 項目2の「共同作業」には、作業指揮者は含めないこと。
 - (2) 項目6及び7の「言葉が通じないこと」とは、日常挨拶、基礎的な単語の理解を欠くことのみならず、共同作業等との間に必要な連絡・調整ができないもの等を含めること。

<様式5>

労働災害要因分析結果表（安全診断関係）

安全衛生診断員	印
---------	---

1. 診断対象事業場の名称

(所在地)

1. 事業の種類	
2. 発生年月	
3. 性別	
4. 年齢	
5. 国籍	
6. 経験年数	
7. 被災の程度	

8. 事故時の作業形態		
9. 作業の内容		
10. 被災者の就労形態		
11. 災害の型		
12. 災害の起因物		
13. 不安全な行動		
14. 外国人労働者の関係した災害の要因分析	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	

2. 診断対象事業場の名称

(所在地)

1. 事業の種類	
2. 発生年月	
3. 性別	
4. 年齢	
5. 国籍	
6. 経験年数	
7. 被災の程度	

8. 事故時の作業形態		
9. 作業の内容		
10. 被災者の就労形態		
11. 災害の型		
12. 災害の起因物		
13. 不安全な行動		
14. 外国人労働者の関係した災害の要因分析	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	

(記載注意) 「2. 発生年月」の左欄には、様式4の表1の「2. 発生年月」のイ又はロのいずれかの記号を、右欄には発生月の数字を記入すること。

<様式 6 >

安全衛生診断分析評価結果報告書 (安全診断関係)

安全衛生診断員	印
診 断 日	平成 年 月 日

事業場の名称	
所在地	TEL ()
代表者名	

分析評価事項	分析評価に関する意見
1. 労働災害の発生及びその発生要因の状況	
2. 安全管理体制の確立及び安全管理者等の職務の遂行状況	

3. 安全点検体制の 確立及び安全点検 の実施状況	
4. 機械設備の安全 化の状況	
5. 作業手順の確立 と作業方法の改善 の状況	
6. 安全衛生教育の 実施状況	
7. 上記以外の状況	
8. 総合的な事項	

別添 2

基安安発第 0822002 号

基安労発第 0822002 号

基安化発第 0822002 号

平成 17 年 8 月 22 日

社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長 あて

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

労 働 衛 生 課 長

化学物質対策課長

平成 17 年度労働災害防止特別安全衛生診断事業実施細目について

労働災害防止特別安全衛生診断事業については、平成 9 年 7 月 2 日付け基発第 497 号「労働災害防止特別安全衛生診断事業の実施について」の別添「労働災害防止特別安全衛生診断事業実施要綱」に基づいて実施することとされており、その細目については別に定めることとされていますが、平成 17 年度の本事業について、別添のとおり「平成 17 年度労働災害防止特別安全衛生診断事業実施細目」を定めましたので御了知いただくとともに、下記に御留意の上、本事業の円滑な実施をよろしくお願いいたします。

記

- 1 対象事業場は、別紙 1 に示す事業場とすること。なお、事業場名の左側に「(予)」と示した事業場については、今回対象としないが、対象事業場の協力が得られなかった場合等に順次対象とされたい。
- 2 中小企業等安全衛生診断員は、別紙 2 に示す候補者の中から貴会にて選任していただくこと。

また、外国人労働者の労働災害が発生した事業場を担当する中小企業等安全衛生診断員については、別紙 2 の氏名の欄に（外）と記した者を、リスクアセスメント診断に係る中小企業等安全衛生診断員については、貴会の労働安全衛生マネジメントシステム監査員として登録されている者等リスクアセスメントに係る知識・経験を有する者を充てるよう配慮していただきたいこと。